

野村純一著『昔話伝承の研究』

大島 彦彦

敗戦の直後の民俗学界では、きびしい生活の実情とあいまって、この国の昔話の伝承が、すでにまったく絶えてしまったように思われていた。ようやく昭和二十年代の後半に、民俗学研究所の丸山久子氏によって、佐渡畑野の一老女から、直接に数十話の昔話が聞きだされて、この分野の研究者にとって、あかるい希望の燈火がともされたのである。それとほぼ同じ時期から、白田甚五郎博士の指導のもとに、国学院大学の説話研究会によって、実地に昔話の調査が進められて、しだいに相当な成果をあげてきた。それから三十余年の間に、

この研究会の会員の中から、多くの昔話の研究者があらわれて、それぞれ活潑な活動を続けてきた。わけても、本書の著者の野村純一氏は、『吹谷松兵衛昔話集』『笛吹き聲』『五分次郎』『関沢幸右衛門昔話集』

『雀の仇討』『話の三番叟』など、いくつもの既刊の著作を通じて、つぎつぎに貴重な提言をおこない、きわめて顕著な実績をのこしている。新刊の『昔話伝承の研究』も、四半世紀をこえる調査の成果にささえられて、いかにも重厚なものに感じられるのである。

この『昔話伝承の研究』は、七百四十四ページにわたる大著であるが、はじめに序論の「課題の設定」を掲げている。そこでは、まず富山県下の湊田の事例を引きながら、これまでの昔話調査の実情をかえりみて、幾世代にもわたって、丹念に言い継ぎ、語り継がれて今日に至った伝承資料として、そしてそれはなによりも、生きた人間の介在することなくしては伝えられない資料として、機能性を帯びて掌握されて行かねばなるまい。そ

のためには、伝承途次の客観的状況がいっそう精密に記されることが望ましいわけである。そうした意味からしても、いま、早急に、人間の克服と民俗との有機的なかわりが必要としているのは、昔話研究の分野ではなからうか。

と説いている。そして、さしあたり当面の課題として、伝承資料の不備な地帯の調査と取りくむこと、伝承状態の良好な地域の調査を進めること、各地に伝承される昔話の呼称を調べること、消滅の危機に瀕している話柄を取りあげること、的確な評価を得ていない話柄をかえりみることに、昔話とその伝播者との関係を確かめること、昔話そのものに生ずる変化をたどってみることをあげている。さらに、新潟県栃尾市吹谷における昔話調査の成果にもとづいて、特定の一統による昔話伝承の実態を示している。いずれにしても、この書物の序論は、今日の昔話の調査研究のために、もっとも適切な提言としてうけいれられるであらう。

『昔話伝承の研究』の本論は、「非日常の

言語伝承—ハレの日の昔話—と「日常の言語伝承—ケの日の昔話—」というように、大きく二つの部門に分けられている。

第一部の「非日常の言語伝承—ハレの日の昔話—」は、昔話における「語り」の問題について論じたもので、「昔話の秩序」と「昔話の習俗」という二篇からなっている。また、第二部の「日常の言語伝承—ケの日の昔話—」は、「語り」に対する「話」の問題について論じたもので、「昔話の生成」と「昔話の受容」という二篇からなっている。本書の自序には、そのような構成上の意図について、きわめて簡潔に説かれている。しかしながら、本論の各章では、ハレとケとの対立について、かならずしも正面から取りあげられておらず、「語り」と「話」との関係についても、それほど明確に示されていない。今日の民俗学では、昔話などの民間説話の分類についても、改めて精細な検討を加えることが求められている。実際に、本書の著者も、既刊の昔話の記録では、各地の伝承の実態に即して、それぞれ独自の配列を試みてきた。それにもかかわらず、この新しい大著では、昔話

の分類などの問題について、むやみに煩瑣な観念上の論議に立ち入っていない。著者の関心は、あくまでも着実な実地の調査にもとづいて、昔話の伝承の実態をとらえることにあったといつてよい。

第一部第一篇の「昔話の秩序」は、「昔話の伝承形態」「最初に語る昔話」「河童が火を乞う昔話」「昔話の三番叟」「祝儀の昔話」「祝儀の昔話」の六章からなっている。最初の「昔話の伝承形態」では、本来の語りの形態を求めて、囲炉裏端の横座とカカ座とを占めるものが、火の管理権や宰領権とあわせて、語りの管理権や伝承権をもっていたと説いている。つぎに、「最初に語る昔話」「河童が火を乞う昔話」「昔話の三番叟」の三章では、いずれも「河童火やろう」という話柄を取りあげて、それが語りの場の設定に役だつように、昔話の始めに語るべきものであり、河童が火を求めるといふ主題をもっており、「昔話の三番叟」の名にふさわしい機能をそなえていたと説くのである。さらに、「祝儀の昔話」「祝儀の昔話」の二章では、特に「鶴と亀」という話柄を取りあげ、それが祝儀の

歌としても歌われており、もともと祝儀の場とかかわって伝えられたものであったと論じている。

第一部第二編の「昔話の習俗」は、「昔話の管理・伝承権」「語り手の位置」「語り手の属性」「水神少童の来る日」「鮭の大助」の来る日」「子育て幽霊」の来る夜」「庚申の夜の客」の七章からなっている。「昔話の管理・伝承権」「語り手の位置」「語り手の属性」の三章は、いずれも昔話の語り手について論じたものであるが、本来の昔話の語り手というのは、家の直接の継承者として、昔話の正統な管理権をもつこと、村内にあっても一定の位置を占めて、祭儀とかかわって重要な機能になうこと、その地の民俗の慣行によって、そのような語り手の地位を認められることなどを示している。「水神少童の来る日」「鮭の大助」の来る日」「子育て幽霊」の来る夜」「庚申の夜の客」の四章は、いずれもやや特異な話柄を取りあげたものであるが、それぞれ何らかの民俗との関連を中心に論じている。それらの各章によると、得体的に知れない少童が、訳の分らない文句を

唱えて、思いがけない富をもたらしたという話は、大歳や正月の行事にもなつて伝えられ、大鷲にさらわれた男が、鯉の大助に助けられて、故郷の地に帰つてきたという話は、鯉漁やエビスの信仰とかかわつて伝えられ、みもちのままで死んだ女の幽霊が、夜ごとに飴を買つて、墓の中で赤子を育てていたという話は、胎児の分離の習俗とかかわつて伝えられ、気味の悪い料理を出されて、知らないでそれを食べたものだけが、いつまでも生きながらえたという話は、庚申講の行事にもなつて伝えられたというのである。

第二部第三篇の「昔話の生成」は、「甦える昔話」「甦甦える昔話」「彦八話と『廻りもちの運命』」「泰作話とその世間」世間話と『こんな晩』の五章からなつてゐる。「甦える昔話」「甦甦える昔話」の二章では、女房の首が亭主にひつつくという話が、一方では真摯に語られながら、他方で滑稽に変えられて、ひろく世間に受けいられるさまを示している。「彦八話と『廻りもちの運命』」の一章は、彦八話の「娼の腹痛み」にあたるものが、日本の南北に

昔話として語られながら、四国の山間に体験談として話されることに及んでいる。「泰作話とその世間」の一章では、中村の泰作という「てんくろ」の話が、若衆の泊り屋の生活でもてはやされたものと論じてゐる。また、「世間話と『こんな晩』」では、「六部殺し」または「こんな晩」という話が、ひろい範囲に世間話として伝えられることを説いている。

第二部第四編の「昔話の受容」は、「話とその位相」「トギ」の位相「昔話と伽」「昔話と説教」「五色の鹿の事」前後「伊曾保物語」の受容」「話の担い手とその位相」の七章からなつてゐる。最初の「話とその位相」では、「語り」に対する「話」が、つねに人々の関心を集めながら、むしろ不遇な扱いをうけてきたということから、その呼称や主人公や虚構性など、いくつかの主要な問題点を中心に論じてゐる。『トギ』の位相「昔話と伽」の二章では、昔話とかわる「伽」の問題を取りあげて、民俗語彙としての「トギ」の原義が、相手との交流の度を強く絞つたものに限られること、南西諸島などにおける「伽」の実態が、

病人や死者の家で昔話を語つたしきたりに求められることを説いている。「昔話と説教」の一章は、昔話の生活歴の検討とあいまって、その宗教性の追求を試みたものであるが、磐城における「雀孝行」が、巫覡の祭文とかかわつてゐること、能登における「夢買い長者」が、仏像の縁起につくられてゐること、奥越における「大歳の客」が、仏教の解釈をとり入れてゐることなどをあげてゐる。また、『五色の鹿の事』前後「伊曾保物語」の受容」「話の担い手とその位相」の三章は、それぞれ「宇治拾遺物語」などの説話の影響、「伊曾保物語」の説話の流出、上山市檜下の「佐藤家の昔話」の伝承を取りあげてゐるが、いずれもその過程における説教師の役割に及ぶのである。

それらの各章を通じて、豊富な調査の実績の上に、慎重な資料の検討を加へてゐることが、何よりも著しい特色であつたとみられる。一つ一つの資料を引くのに、語り手や語りの場とあわせて、語り口そのものについても、つねに丹念な吟味を怠つてゐないのは、もっとも望ましい用意であること

いえよう。それだけに、ただ各章の要点だけをとりあげることによって、かえって著者の真意を見失ったのではないかと恐れるのである。

改めていうまでもなく、本来の昔話の伝承は、ひたすら衰滅の方向をたどっており、実地の昔話の調査も、いわば最後の機会に恵まれたものといってもよい。それにもかかわらず、この分野の研究では、すこしでも新しい資料を加えることによって、それだけすぐれた成果をあげることが望ましい。ただ昔話の範囲にとどまらず、ひろく民俗の全般にわたって、できるだけ多くの資料を生かすことによって、いっそう著しい進展を遂げることも期待される。

ここでは、紙数の余裕もないので、一二の問題点にふれるにとどめたい。第一部第一編の「昔話の伝承形態」、第一部第二編の「昔話の管理・伝承権」などでは、囲炉裏端の横座とカカ座とを占めるものが、昔話の管理権や伝承権をもっていたと説いている。竹田且氏の『家』をめぐる民俗研究』などにまとめられたように、日本における家長権の継承は、地域ごとにさまざまな形

態をとっておこなわれている。それほど精細な検討を経ていないが、渡辺織子氏の「主婦権の譲渡」、『日本民俗学』七十六号)に示されるように、日本における主婦権の譲渡も、地域ごとにさまざまな段階においておこなわれるのである。本書の「昔話の管理・伝承権」などには、姉家督の相続にもなる伝承にふれているが、そのような相続の形態の相違が、どのように昔話の管理や伝承とかかわりあうか、いっそうひろい範囲にわたって考えなければならぬであろう。

第一部第二編の『鮭の大助』の来る日』では、「鮭の大助」という話柄について論じている。実際に、「鮭の大助」に関する伝承としては、むしろ昔話の形式をとらないものがすくなくない。飯泉糸子氏の「新庄の昔話・伝承」(『昔話—研究と資料—』十一号)には、

オースケコースケは、雪もっこと言つて、真っ白くて、大きい袋をかついで、真っ白いマントを着てやってくる
と伝えられるが、この資料などは、どのような位置を与えられるであろうか。土田勇

人氏の「鮭の大助考」(『昔話—研究と資料—』十二号)では、いっそう多くの資料を加えて、これに関する伝承の整理を試み、神野善治氏の「藁人形のフォークローア・鮭の精霊とエビス信仰」(『列島の文化史』一号)では、まったく新しい観点から、これに関する伝承の分析を進めている。「鮭の大助」とエビス信仰との関連も、やはりひろい視野から論じなければならぬであろう。

第一部第二編の「庚申の夜の客」では、気味の悪い料理を食べさせられて、いつまでも生きながらえたという話を取りあげている。この庚申にもなる伝承も、やはり昔話の形式とかかわりなく、かなりひろい範囲にゆきわたっている。郡山市教育委員会編の『郡山のむかしばなし』によると、つぎのような「ふけずの貝」の話が伝えられていた。すなわち、タンケという貝が、龍宮から追い出されて、庚申荒れの日に、磯端にうちあげられた。庚申講の宿の主が、この貝を食べば、千年も生きられるというので、その料理を出したところが、そこに集まる仲間が、赤子の肉とまちがえて、その料理を食べなかったのに、たまた

ままかかった旅人で、トボサクというものが、八人前も食べたので、八千年も生きたというものである。この「ふけずの貝」というのは、実は「九穴の貝」にあたるもので、またトボサクというのは、実は「東方朔」にあたるものであった。奥羽地方の旧家では、しばしば『東方朔秘伝置文』という写本をもっていた。たとえば、花巻方面の農民は、小正月の夜にそのような旧家に行って、この『置文』でその年の運勢をみてもらったという(『東北の民俗』)。そういうわけで、この地方の農民ならば、いちおう「東方朔」という人名を知っていたはずである。それに対して、奥羽以外の地方では、この「東方朔」という名よりも、むしろ「八百比丘尼」という名をもって、やはり不老長生のことが伝えられていた。高橋晴美氏の「八百比丘尼伝説研究」(『東洋大学短期大学論集日本文学編』十八号)に示されたように、関東や中部を中心に、かなりひろい範囲にわたって、八百比丘尼に関する伝承を認めることができる。本書の「庚申の夜の客」に引かれたように、『新編会津風土記』の金川寺の項には、この八百

比丘尼という女が、九穴の貝を食べたように記されている。しかし、そのほかの多くの事例によると、同じ八百比丘尼という女は、人魚の肉を食べたものと伝えられている。さきの東方朔に関する伝承と、この八百比丘尼に関する伝承とが、たがいにとどのような関係をもっているのか、いっそう精細な検討を加えたいものである。

福田晃著『神道集説話の成立』

荒木博之

福田晃氏の『神道集説話の成立』はこれまでの福田氏の学問的業績を集大成した大著である。それに対して私ごととき浅学の者が書評をものするということは第一福田氏に対して失礼ではないか。書評の話がもちこまれたとき私はそのように考えた。私は神道集を綿密に読んだこともなければ、ましてや学問対象として取り組んだこともない。わずかに『昔話伝説研究』第七号に「甲賀三郎譚と熊のジョン」という拙い論

いずれにしても、この大著の刊行は、現在の時点において、日本の昔話の研究が、どのような段階に達したかを示すもので、民俗学の研究史の上でも、かなり大きな意味をもつものと思われる。

(おおしま たてひこ・東洋大学)
(A5判 七百十四頁 昭和五十九年七月
同朋舎出版 一万三千元)

文を書いたことがあるだけである。そのように申し上げて固辞したところ、書評は必ずしも内容全般に亘らなくてもかまわない。たとえば「諏訪縁起の成立」といったその一部に照明を当ててもらえば結構である、とのことで、ようやく筆を執る決心をした次第であった。もっとも、この大著の甲賀三郎譚に関するくだりは全七五四頁の本文のうち三七〇頁というほぼ半分に近い部分を占めている。福田氏が諏訪縁起の成